

ものづくりスタートアップ・エコシステム構築事業 FAQ

No	種別	公募要領	質問	回答	掲載日
1	補助対象事業者	-	H31年度ものづくりスタートアップ・エコシステム構築事業に申請し不採択だったのですが、今回も申請することは可能ですか。	可能です。前回申請時から、社会実装に向けて事業開発が進んでいることが説明できることが望ましいです。	4月3日
2	補助対象事業	P 5	「社会実装」フェーズとは具体的にどのような状態を指しますか。	現時点で市場が確立していない製品・サービスについて、初期顧客との実証、販路開拓、必要に応じてルールメイキング等を行い、当該製品・サービスが量産された際に、顧客・社会に広く受容される状態・環境を構築するプロセスを指します。（具体的な活動例は公募要領p8を参照）	4月3日
3	補助対象事業	P 5	昨年製品が市場に出ましたが、社会実装に対する課題がまだ残っています。申請は可能ですか。	申請可能です。想定目標に達していない現状の課題と、その課題解決に向けたポイントを明確にしたうえで申請してください。	4月3日
4	補助対象事業者	P 6	補助事業者の法人形態に制限はありますか。	日本国内に登記する法人であれば制限はありません。	4月3日
5	補助対象事業者	P 6	補助対象事業者の要件② A 資本金の額または出資の額、B 常時使用する従業員の数の要件はいずれも満たす必要がありますか。	いずれかを満たしてください。	4月3日
6	補助対象事業者	P 6	設立が1年未満であるが申請できますか。	申請可能ですが、補助事業の遂行が可能な財務状況等を備えている必要があります。	4月3日
7	補助対象事業者	P 6	スタートアップ等の定義は、規模や創立年数は関係ありますか。	特に関係ありませんが、実施しようとする事業の新規性や将来性が審査の対象となります。	4月3日
8	補助対象事業者	P 6	同一企業が複数案件を申請することは可能ですか。	複数申請は可能ですが、業種、類型、商流、設定課題のバランス等を考慮し、補助事業者を決定します。	4月3日
9	補助対象事業	—	「事業化支援機関」の定義は何ですか。	スタートアップの事業開発にかかる設計製造面、ビジネス面、その他必要な領域の支援を行う事業者を指します。	4月3日
10	補助対象事業	P 7	複数の商流、類型で申請することは可能ですか。	可能です。補助事業期間中に取り組む活動に関連する類型と商流を選択してください。	4月3日
11	補助対象事業	P 7	類型や商流は数が多い方が採択されやすいですか。	類型や商流の数を評価することはありません。関係分野の有識者で構成された審査委員会の審査を踏まえ、業種、類型、商流、設定課題のバランス等を考慮し、補助事業者を決定します。	4月3日
12	補助対象事業	P 7	商流②でエンドユーザーとの間に介在する事業者は「事業化支援機関」となりますか。	エンドユーザーとの間に介在する事業者と、共同で実施する取り組み（実証事業等）があり、その連携が取り付けられている場合は、事業化支援機関としてカウントします。	4月3日
13	補助対象事業	P 7	連携する「事業化支援機関」を交付決定後に変更してもいいですか。	社会実装に向けた取り組み内容自体が変わらない範囲であれば、変更は可能です。変更可能性がある事業化支援機関については、予め申請書内にその可能性を言及してください。	4月3日
14	補助対象事業	P 7	「事業化支援機関」からのアドバイスを受けた時期は問いませんか。	時期は問いませんが、本事業で実施する設計・試作や、社会実装に向けた取り組みに係るものに限ります。	4月3日
15	補助対象事業	P 7	仕様の擦り合わせとは、どのようなことですか。	構成部品・モジュールの間で行う仕様の調整等を指します。例えば汎用 P C の組立については、規格化された C P U ・メモリ・モニタ等の部品を組み合わせれば、要求仕様を満たすことができ、擦り合わせを要しません。一方、自動車については、ボディ・エンジン・ブレーキ等の部品のそれぞれが規格化されておらず、車重を ●● k g 以下にするという仕様について、各部品を加工する事業者間での調整（擦り合わせ）が必要となります。	4月3日
16	補助対象事業	P 7・8	設計製造面の「事業化支援機関」は、スタートアップファクトリーから選ばなければいけませんか。	必ずしもスタートアップファクトリーである必要はありませんが、スタートアップ等との協業は通常の大企業との取引と異なる特殊性を有するため、スタートアップ等との協業について実績や理解を有する事業者であることが望ましいです。	4月3日
17	補助対象事業	P 7・8	試作に向けて必要な加工組立は国内事業者を通じて、海外拠点で行われるが問題ありませんか。	国内事業者が、どの生産拠点を活用するかのアドバイスや、海外拠点との調整等を行ったうえで、海外拠点で加工組立等を行うことは差し支えありません。	4月3日
18	補助対象事業	P 7・8	グループ会社の工場や、実証フィールドを使用しても問題ありませんか。	100%同一の資本に属するグループ企業が、グループ内の事業化支援機関のネットワークのみを活用して実施する事業は補助対象外とします。それ以外は問題ありません。	4月3日
19	補助対象事業	P 7・8	製品が量産・実用化されるまでの期限はありますか。	特にありませんが、「量産を前提に設計・試作等を行う事業」であることが要件であり、量産に向けた具体的な計画を有することが求められます。	4月3日
20	補助対象経費	P 9	「事業支援機関」との打ち合わせについて、最低実施回数は定められていますか。	特に定めていませんが、取り組みの根幹を担う事業支援機関との調整状況については、審査の対象となります。	4月3日

No	種別	公募要領	質問	回答	掲載日
21	補助率・補助上限額	P 1 0	申請金額に下限は設定されていますか。	特に設定はありませんが、当該事業の審査項目（公募要領 P 2 0 参照）に対して、十分な活動が行うことができるかどうかで審査されます。	4月3日
22	他の国庫事業との重複	P 1 0	他の補助金との併用は可能ですか。	同一の費用に対して、本補助金と国からの他の補助金の併用はできません（公募要領 P 1 0 参照）。 一方、同一製品の開発において、費用を明確に切り分けることができる場合、例えば、本補助金でモジュール X の開発、別の国庫補助金でモジュール Y を開発し、モジュール X Y を組合わせて製品 A を量産する…という計画であれば、併用可能です。	4月3日
23	補助対象経費	P 1 0	2021年2月に稼働した人件費の支払いが補助事業完了期限の2021年2月12日よりもあとになるが、補助対象となりますか。	補助事業期間中（2021年2月12日迄）の従事時間については、対象となります。但し、確定検査の実施期間中に、支払い金額が分かる証憑（給与振り込み予約受付画面等）の提出等を S I I が求めた時は、これに対応してください。	4月3日
24	補助対象事業	P 1 2	費用の内訳が交付申請時点で明確でない場合、想定で申請したうえで、事業期間中に変更してもいいですか。	申請時点で費用の内訳が明確でない場合は、審査及び交付決定ができなかったり、遅くなったりする場合があります。申請時点で少なくとも事業の実施内容は明確にし、そのうえで、費用の内訳は可能な限り具体化し、その根拠を示してください。 なお、交付決定後の事業の実施内容の変更は、計画変更（等）承認申請書の申請及び承認が必要となる場合があります。原則、補助時金額は交付決定額を上回ることができません。	4月3日
25	補助対象経費	P 1 2	部品・材料調達後に余ってしまった場合はどうなりますか。	原則必要最低限の部品・材料の調達とし、明らかに余った場合は購入した費用に対して使った分量等で按分して補助対象経費を算出してください。	4月3日
26	補助対象経費	P 1 2	製品開発者を新たに採用する際の求人広告等の費用は補助対象となりますか。	一般的な求人広告等に係る費用は、原則補助対象外です。但し、スタートアップが外部人材を積極的に活用するための人材サービスであり、補助事業の目的に合致するものについては個別に補助対象経費として認められる場合がございます。事前にSIIに相談してください。	4月3日
27	補助対象経費	P 1 2	補助対象経費に「広報」も含まれていますが、どういった費用が補助対象になりますか。	社会実装の課題解決に必要な取り組みであることが説明できる費用は対象となります。例えば、B2B製品であれば、試作品の展示会出展、B2C製品では試用イベント開催、等が想定されます。一般的なWEB広告費用等は想定していませんが、申請を検討する場合は、事前にSIIに相談のうえ、課題との関係について明らかにしてください。	4月3日
28	補助対象経費	P 1 3	どのような作業が人件費の対象となりますか。	人件費は、設計・試作・社会実装に向けた取組等に直接繋がる活動のみを対象とし、補助事業の管理運営および法人経営に関する業務時間の人件費は補助対象外です。	4月3日
29	補助対象経費	P 1 3	人件費単価は何を基準に算出すればよいですか。	原則、健保等級に準じた単価を基準に算出してください（公募要領 P 1 3 参照）。 出向者については、補助事業者が負担する出向負担金の額を基に算出します。	4月3日
30	補助対象経費	P 1 3	事業開始後に採用予定の人材について、人件費単価はどのように設定すればいいですか。	人材の募集要項等を基に想定される健保等級等を基に設定してください。なお、正式に採用した後、実際の健保等級等を基に人件費単価計算書を再提出する必要があります。	4月3日
31	補助対象経費	P 1 8	申請時点で、見積はどの程度詳細なものである必要がありますか。	申請時点で詳細が分からない場合は、概算見積もりや申請者による想定根拠等でも構いませんが、実際に発注する時点では、仕様等との対応が内訳等によって分かるもの取得してください。	4月3日
32	補助対象経費	P 1 8	交付決定後発注を進める段階で、見積が3社以上から取得できない場合、どうすればいいですか。	3社以上からの見積取得が、困難または不適當であることを合理的に説明した選定理由書の提出が必要となります。S I I の確認後に取引を進めてください。	4月3日
33	補助対象経費	P 1 8	見積書は過去に取得したものでいいですか。	交付申請時における支出計画の根拠としては過去に取得したもので構いませんが、交付決定後、実際に発注する際は、本事業に係る見積を改めて取得してください。	4月3日